七　特定行為の着手及び完了の予定日
八　特定行為の自然環境に及ぼす影響
九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。）

2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
一　特定行為の実施場所を明らかにした図面
二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。）
三　特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
四　特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真

（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）

第三十一条の五　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一　鉱物を掘採すること。
　当該特定行為が鉱物の試掘であつて、次のいずれにも該当すること。
　イ　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
　ロ　当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
　ハ　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
二　鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの
　当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
三　海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの
　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められ、かつ、当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（沖合海底特別地区内における許可等を要しない特定行為）

第三十一条の六　法第三十五条の四第八項の環境省令で定める特定行為は、次に掲げるものとする。
一　沖合海底特別地区外から掘さくして当該沖合海底特別地区内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと（ただし、沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域から掘さくする場合は、法第三十五条の五第一項に基づき届け出たものに限る。）。
二　漁業法第九条第一項に規定する資源調査として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為（あらかじめ、環境大臣に通知したもの（国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）にあつては、環境大臣に届け出たもの）に限る。）
三　水産に関する学科を置く学校教育法第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）における教育として行う法第三十五条の四第三項第三号に掲げる行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）　（新規）